

社会保障審議会 生活保護基準部会 最高裁判決への対応に関する専門委員会とりまとめのポイント

(令和7年11月18日公表の専門委員会報告書に基づき厚生労働省において作成)

1. 平成25年改定当時の生活扶助基準に係る再検討について

- 平成25年改定前の生活扶助基準額と平成21年全国消費実態調査による生活扶助相当支出額には、▲12.0%の乖離あり（夫婦子1人世帯（勤労者世帯、年収階級第1・十分位））。
- ただし、平成21年時点の消費水準はリーマンショックの影響を大きく受けていると考えられることから、家計調査を用いて、リーマンショックの影響から一定程度回復した時点の水準に補正することが必要。
- その結果、実施すべき改定率は、
 - ・ 平成24年までの変動率で補正する場合：▲2.49%
 - ・ 平成25年までの変動率で補正する場合：▲5.54%（ただし、不利益変更との関係から▲4.78%が下限）
 - ・ 上記2つの平均の変動率で補正する場合：▲4.01%

2. 判決の効果及び平成25年当時の生活扶助基準に係る検討を踏まえた対応の在り方について

【再改定の適否】

- 改めてゆがみ調整を行うとともに、専門的知見に基づき、生活扶助基準と一般国民の生活水準との間の均衡を図る観点から再度改定する（高さ調整を行う）ことは、生活保護法第8条第2項の規定（※）に沿う。

※ 基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じた最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

【ゆがみ調整】

- 判決で違法とされておらず、制度全体の合理性・公平性確保の観点から、全ての対象者に再実施が可能

※ 他方で、最高裁判決の対象となった原告及び既に判決が確定した後続訴訟の原告については、判決の形成力により、ゆがみ調整分も含め処分前の状態に戻っていることを踏まえ、ゆがみ調整及び高さ調整の両方について再度の改定を行わないことも解決の一手法として考えられる。

【高さ（水準）調整】

- 原告・原告以外ともに、生活保護法第8条第2項に基づき水準を再設定することが適当であるが、原告については争訟継続による負担や経緯を踏まえた紛争の一回的解決の観点から、解決の一手法として、再設定を行わないことも考えられる。

※ 上記に関連して、高さ調整自体は、制度の持続性を確保する上で実施する必要があったのではないかとの意見、給付の内容を原告と原告以外で区別することは無差別平等原則に必ずしも反しないとの意見、原告について、上記の経緯や無差別平等原則を重視し、改めての高さ調整を行わないのであれば、原告以外についても、原告と同様の対応とすべきでないかとの意見などがあった。

2. 判決の効果及び平成25年当時の生活扶助基準に係る検討を踏まえた対応の在り方について（続き）

【基準の見直しの具体的内容】

- 高さ調整を再度実施することとした上で、経済学的な検討を踏まえた新たな水準と平成25年当時の告示改正後の水準による生活扶助費との差額の給付を行うこととする場合には、生活保護法第8条に基づく新たな基準を制定し、当該基準に基づき保護費を追加的に支払う方法などが適当。

※ 基準の遡及適用は、法令改正の一般原則、訴訟を提起していない被保護者との関係では、現在時点の処分を行えば足りること、立法技術的な問題も生ずることから、適当な方法とは言えない。

【総括】

- 仮に当時の基準改定（ゆがみ調整及び高さ調整）を新たな検証結果に基づき改めて実施することとした場合には、基本的には原告等以外の被保護者のみならず、原告等にも適用することになる。
- このため、
 - 新たな基準を制定する場合にも、原告等及び原告等以外の被保護者の区別なく適用することが基本と考えられるが、
 - 他方で、原告等については、判決による形成力が働いている者がいることや、特に高さ（水準）調整について、紛争の一回的解決の要請に特に留意が必要であり、こうした点を踏まえて適切に裁量権行使を行うことが必要であるものと考えられる。
- なお、平成25年当時の生活扶助基準改定について、今回の最高裁判決において、「物価変動率のみを直接の指標とすることについて、基準部会等による審議検討を経ていないなど、その合理性を基礎付けるに足りる専門的知見があるとは認められない。物価変動率のみを直接の指標として用いたことに、専門的知見との整合性を欠くところがあり、この点において、デフレ調整に係る厚生労働大臣の判断の過程及び手続には、過誤、欠落があった」と判示されたことを重く受け止め、今後の改定手続において同様の問題が生じないように、特にこれまでと異なる判断を行う場合には、厚生労働省において、専門的知見に基づく生活保護基準部会等における検討を経て適切な改定を行うよう特段の留意を求めるものである。